

(別紙1)

松前町U I J ターン新規就業支援事業移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 松前町U I J ターン新規就業支援事業移住支援金に関する報告及び立入調査について、北海道及び松前町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次のいずれかに該当する場合には、松前町U I J ターン新規就業支援事業移住支援金交付要綱第13条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

返還に該当する事例	請求額
(1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合	全額
(2) 申請日から3年未満に松前町から転出した場合	全額
(3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に松前町から転出した場合	半額
(4) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合	全額
(5) 北海道が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 ※起業の場合のみ	全額

- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される北海道及び松前町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

上記について誓約します。

松前町長

様

氏名 (自署又は記名押印) _____